岡山県マスコット

「ももっち・うらっち」

イラスト・写真

使用の手引き

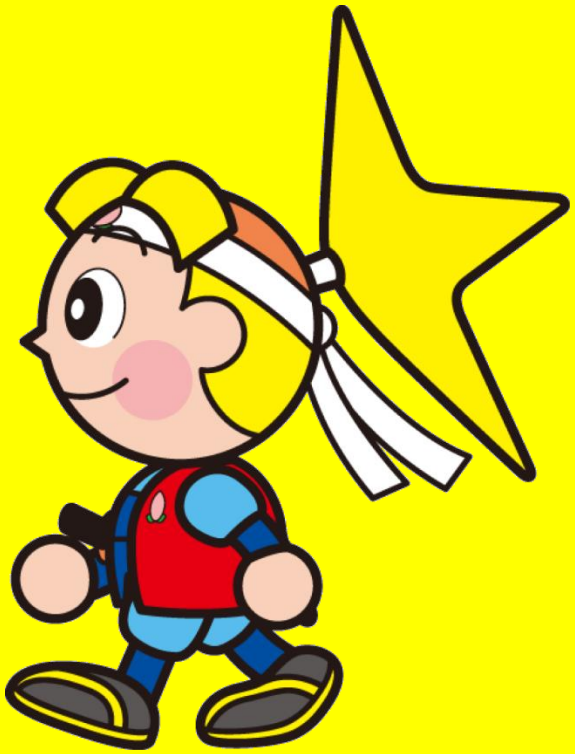

岡山県

もくじ

１　はじめに	P1
２　申請手続き	P2
３　留意事項	P5
４　Ｑ＆Ａ	P6
５　デザイン（一部）	P9

はじめに

・「ももっち」「うらっち」のイラストや写真を使用される場合は、新聞、テレビ等報道関係機関が報道及び広報目的に利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、申請手続きが必要です。
・岡山県マスコット使用取扱規程と申請用紙は、公式ホームページ「ももっち・うらっちのページ」からダウンロードできます。（http://miryoku-harenokuni-okayama.jp/momo-ura/）必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えて岡山県総合政策局公聴広報課まで、持参、郵送又はメールにより提出してください（**押印不要**）。
・使用に当たっては、原則として、©岡山県「ももっち」、©岡山県「うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に配置してください。表記なしの使用は、原則として、承認できません。
・県の HP に掲載されている「ももっち」及び「うらっち」デザインの無断使用・転載はできません。
・デザインの改変、アレンジなどはできません。

©岡山県「ももっち」

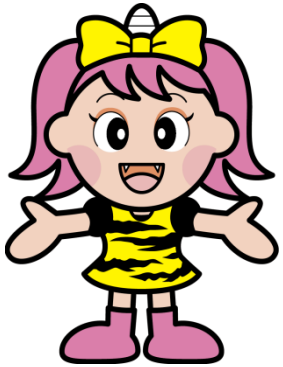

©岡山県「うらっち」

©岡山県「ももっち・うらっち」

申請手続き

岡山県マスコット
使用承認申請書
の提出

→

受付・審査

→

使用承認
（承認書の送付）

岡山県マスコット使用取扱規程
使用承認申請書のダウンロード
. http://miryoku-harenokuni-okayama.jp/momo-ura/
または「ももっち・うらっちのページ」で検索

○受付・審査の段階で申請内容の修正等の調整を行う場合があります。
○受付から使用承認までの期間の目安は１～２週間です。
ただし、修正等の関係でそれ以上かかることがあります。
○変更の場合も、同じ手続きが必要となります。

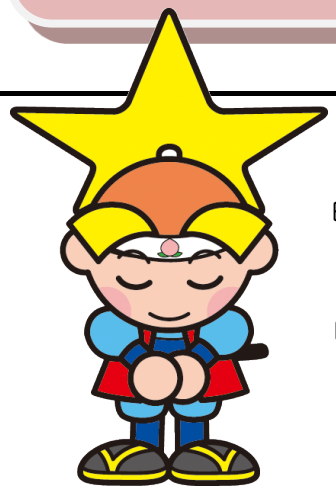

申請に当たっては、事前のご相談をお願いします。

申請書の提出は、持参、郵送又はメールでお願いします（押印不要）。

お問い合わせ先（申請書提出先）
700-8570
岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号
岡山県総合政策局 公聴広報課
Tel.086-226-7158
FAX.086-224-3246
kocho@pref.okayama.lg.jp

申請手続き

申請に必要なもの

１　申請書
２　企画書（使用の内容がわかるもの）
３　商品等の見本（写真、図案、設計書、原稿等でも可）
４　企業・団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）
　　※個人の場合は、プロフィールや活動がわかるもの

「ももっち」「うらっち」のイラスト・写真には必ず、©岡山県「ももっち」、©岡山県「うらっち」等の表記を付けてください。

©岡山県「ももっち・うらっち」

ただし、次の場合は申請の必要はありません。

〇岡山県内の地方公共団体が使用するとき。
〇岡山県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
〇報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
〇年賀状等、個人で楽しむために使用するとき。

使用の期間

２年以内です。その後、引き続きイラスト等を使用したい場合は、改めて申請を行い、使用承認を受けてください。

申請手続き

使用承認
申請書
の記入例

様式第１号（第２条関係）

岡山県マスコット使用承認申請書

令和○○年○○月○○日

岡山県知事　伊 原 木　隆 太　殿

〒000-0000
申請者住所（所在地）　○○市○○○　△丁目△－△△
氏名（名称及び代表者名）　○○岡山県大会
実行委員長　○○　○○

下記により、岡山県マスコットを使用したいので申請いたします。

記

1　使用対象物件　○○岡山県大会　大会パンフレット・ポスター

2　使用目的及び使用方法
「○○岡山県大会」の大会パンフレットとポスターに、イラストデザイン集「①-07-1 ももっち・うらっちと仲間たち」のイラストを印刷

3　有償、無償の別
有償（単価　　円）　(無償)

4　使用期間（２年以内）
令和 2 年 4 月 1 日　～　令和 2 年 8 月 31 日

5　使用数量　パンフレット　500部・ポスター　100枚

6　連絡先（担当者、電話番号、E-mail）
○○岡山県大会実行委員会（事務局：△△高等学校内）
担当者　□□ □□　電話 000-000-0000　E-mail　○○○@○○.co.jp

7　添付書類（下記(1)～(3)は全て必要です。）
(1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
(2) 商品等の見本（写真、図案、設計書、原稿等でも可）
(3) 企業・団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）
※個人の場合はプロフィールや活動がわかるもの

規程第３条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）　○○岡山県大会
実行委員長　○○　○○

様式第１号（第２条関係）

岡山県マスコット使用承認申請書

令和○○年○○月○○日

岡山県知事　伊 原 木　隆 太　殿

〒000-0000
申請者住所（所在地）　○○市○○○　△丁目△－△△
氏名（名称及び代表者名）　○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○

下記により、岡山県マスコットを使用したいので申請いたします。

記

1　使用対象物件　ストラップ

2　使用目的及び使用方法
お土産品として販売するため、イラストデザイン集「①-04-1 桃太郎姿（正面）」デザインを使用したぬいぐるみ仕様のストラップを作成

3　有償、無償の別
(有償)（単価　810　円）　無償

4　使用期間（２年以内）
令和 2 年 5 月 1 日　～　令和 4 年 4 月 30 日

5　使用数量　年間 125,000 個

6　連絡先（担当者、電話番号、E-mail）
○○○○株式会社販売促進部　□□ □□
電話 000-000-0000　E-mail　○○○@○○.co.jp

7　添付書類（下記(1)～(3)は全て必要です。）
(1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
(2) 商品等の見本（写真、図案、設計書、原稿等でも可）
(3) 企業・団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）
※個人の場合はプロフィールや活動がわかるもの

規程第３条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）　○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○

留意事項

在庫の販売

承認する使用期間は２年以内ですが、期間満了後も商品の在庫が残っている場合は、引き続き、在庫がなくなるまで、販売可能です。
　※変更の申請は不要です。

使用の非独占

使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコットを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について県の推奨を行うものではありません。

次に該当すると認められる場合は、使用は承認できません。

（1）岡山県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
（2）岡山県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
（3）マスコットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
（4）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
（5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
（6）そのほか、知事がマスコットの使用について不適当と認めたとき。

Q＆A（さまざまケースがあると思いますので、申請の前にご相談ください。）

Q1 販売する商品（パッケージ）にイラストを使用したいのですが、使用料を支払う必要がありますか。

A1 当分の間、使用料を支払う必要はありません。

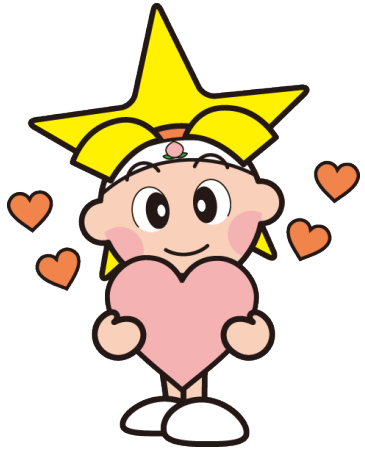

Q2 個人の年賀状などで使用する場合には、申請は必要ですか。

A2 個人が楽しむ場合には、申請は必要ありません。

Q3 イベントなどで撮った「ももっち」や「うらっち」の写真を個人のブログやフェイスブックなどに掲載する場合には、申請が必要ですか。

A3 個人が楽しむために使用する場合には、原則として申請は必要ありませんが、イベント誘客、販売促進、業務、事業などで使用したり、法人や団体として使用する場合は必要となります。事前にご相談ください。

Ｑ＆Ａ（さまざまケースがあると思いますので、申請の前にご相談ください。）

Q4 デザインを修正して使用することはできますか。

A4 原則、デザイン変更は認めていませんので、そのままご使用いただくことになります。（単色カラーのデザインもありますのでご相談ください。）

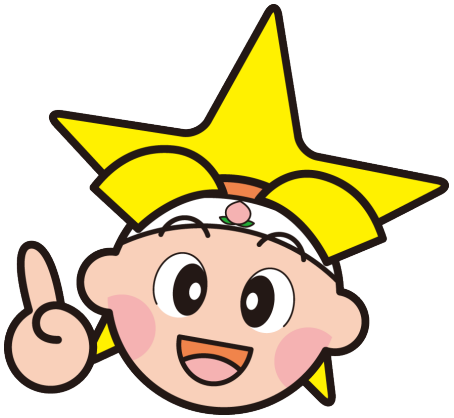

Q5 ＣＭにも使用できますか。

A5 岡山県の魅力発信やイメージアップに寄与するものについては使用可能です。ただし、岡山県のマスコットとしてのイメージを損なう恐れのある場合は承認できません。

Q&A

Q6 販売商品のパッケージに使用したいのですが、商品に制限はありますか。

A6 商品の制限は設けていませんが、特定の企業・商品のキャラクターと誤認されるおそれのあるものや、岡山県のマスコットとしてのイメージを損なう恐れのある場合は承認できません。

デザイン

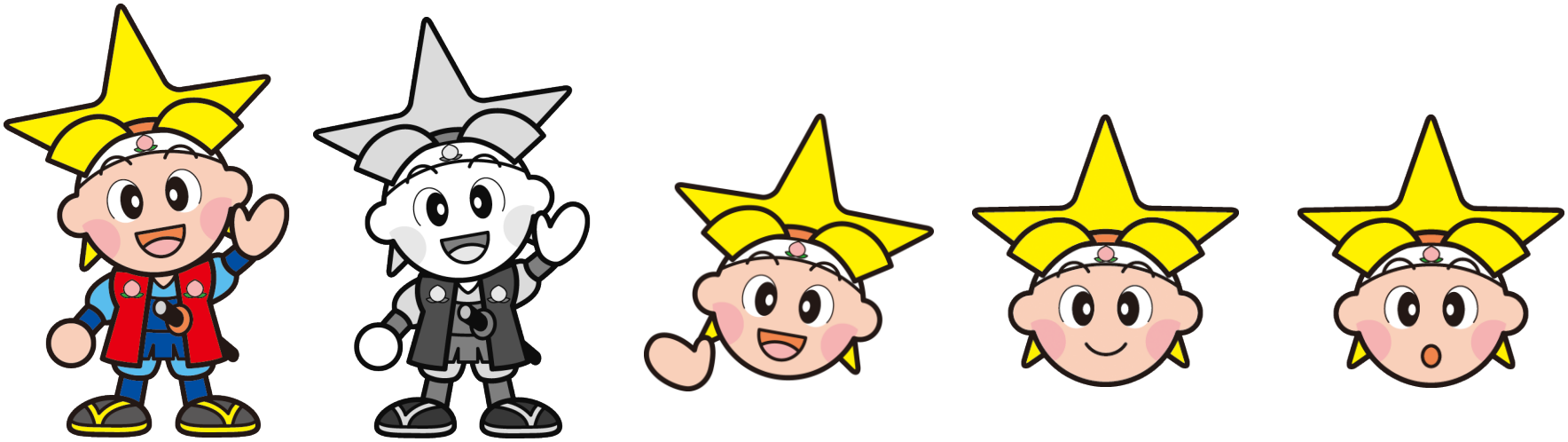

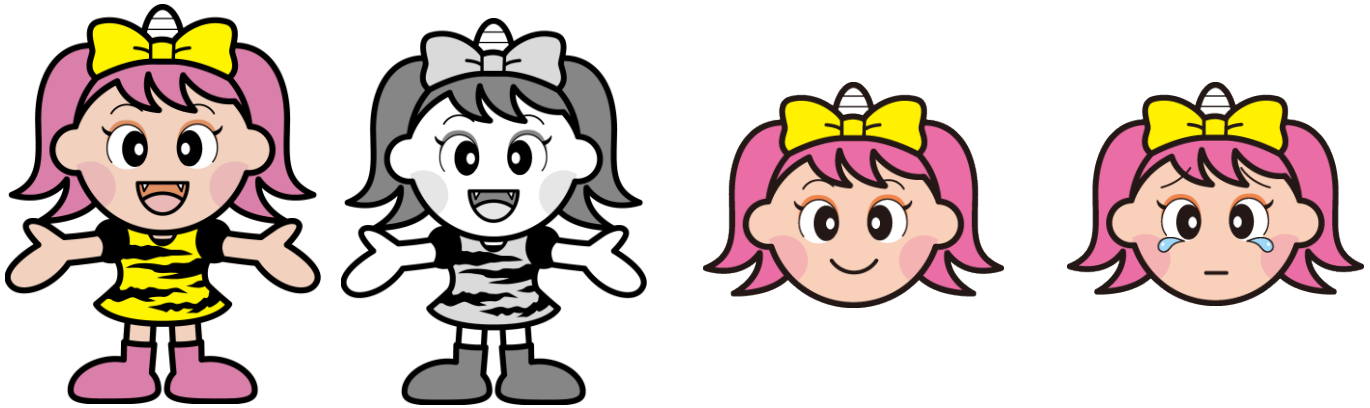

このほかにもイラスト・写真はあります。ホームページ「『ももっち・うらっち』のページ」をご確認ください。

URL：http://miryoku-harenokuni-okayama.jp/momo-ura/

デザイン

服装や動きの変化によって色々な表現ができるのが大きな特徴です！上手にＰＲしてくださいね。

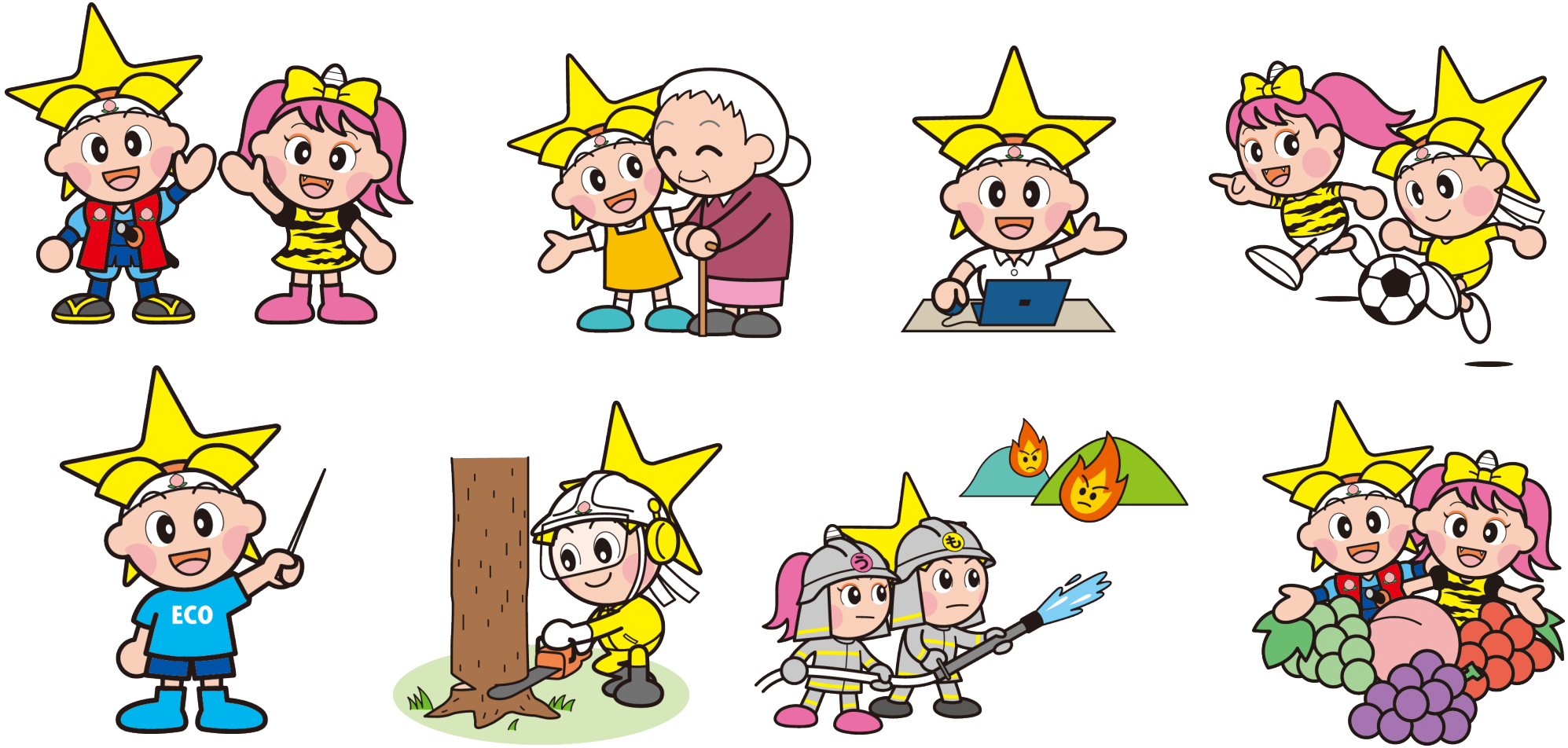

URL：http://miryoku-harenokuni-okayama.jp/momo-ura/

デザイン

岡山県のマスコット　ももっち・うらっち・いぬっち・きじっち・さるっち　プロセス4色

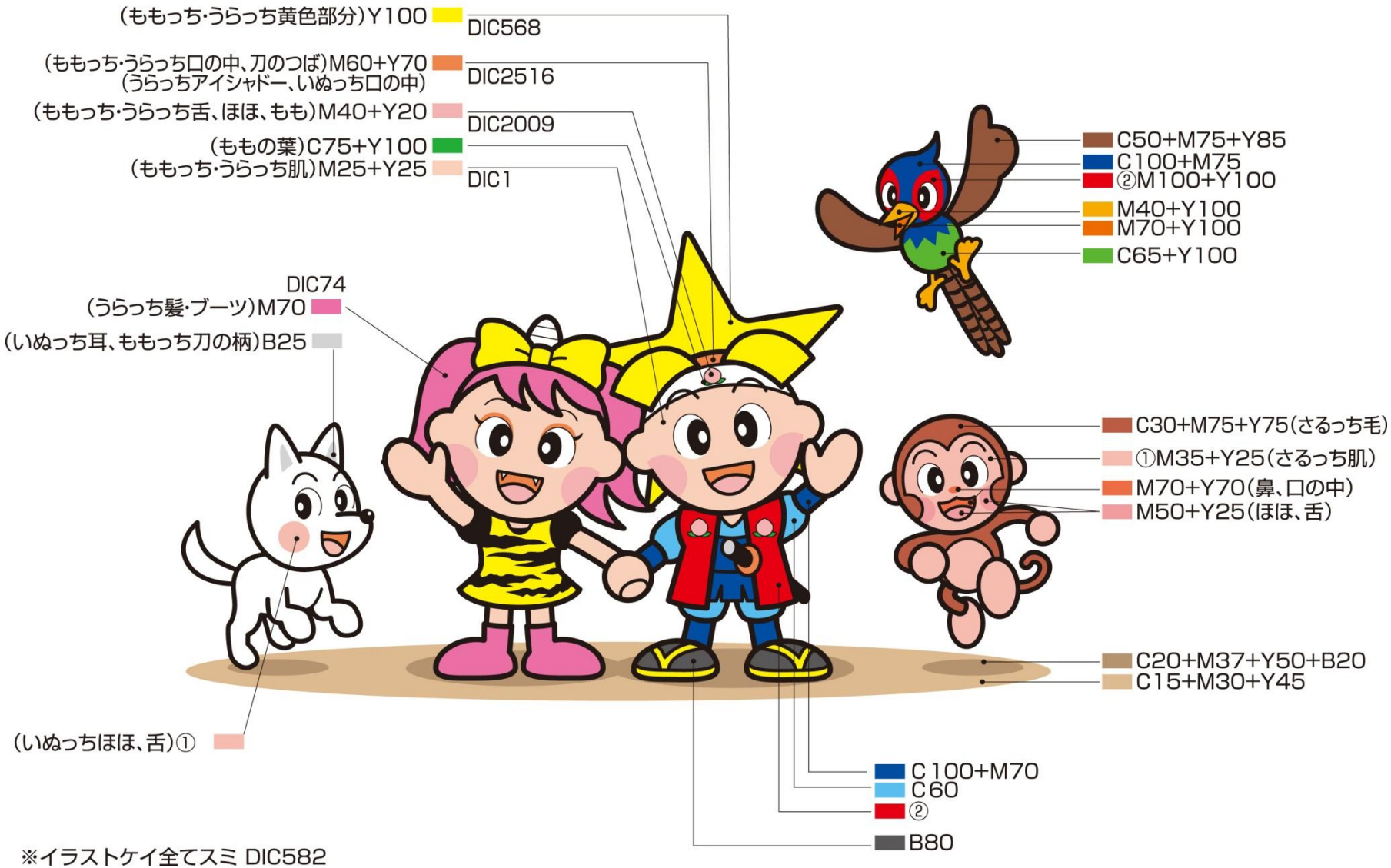

※イラストケイ全てスミ DIC582